

総務大臣

新藤 義孝 様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成26年4月)

鳥取県

地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

- 少子高齢化社会が進む中で、今後、地方の役割が増大していく一方で、地方の財源不足が解消される見込みは立てられていない。恒常的な財源不足を解消するため、地方交付税の法定率引上げを行うこと。
- 地域の実情に応じて行う地方単独事業についても的確に財政需要に反映させるとともに、安定的な財政運営が可能となるよう、歳出特別枠を堅持するなど、地方一般財源総額を確保すること。
- 今回の法人住民税の一部国税化・交付税原資化は、都市と地方の財政力格差の是正を図るものであり、これによって別枠加算の廃止にはつなげないこと。また、引き続き地方法人課税の在り方を検討し地方税源の偏在是正措置を講じること。
- 法人住民税の一部を原資化して平成27年度より措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した仕組みとすること。
- 法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方税財源を確保することを併せて検討すること。

「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、中央府省を解体し、国の事務・権限の地方への移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。
- 東京一極集中の中央集権構造、地域間・地域内格差を是正するため、日本海国土軸等の多重型国土軸による地域発展型国土づくりを推進すること。

【第4次一括法に伴う対応】

- 第4次一括法を早期に成立させるとともに、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。
また、移譲される事務・権限によっては、人材の確保等が必要となることから、必要となる専門知識や事務量を早期に示し、行政運営に支障が生じないようにすること。

※第4次一括法

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うため、関係法令の整備を行うもの。(H26.3.14 法案閣議決定、国会提出)

【地方分権改革の推進】

- 農地転用やハローワークなど地方からの要望の強い分野を中心に引き続き移譲に向けた検討を進め、地方分権改革をさらに推進していくこと。
- 義務付け・枠付けについては、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」へ移行するなどして、地方の自由度を実質的に高めるための見直しを行うこと。
- 「提案募集方式」の導入にあたっては、地方からの提案を真摯に受け止め、その実現に向けた後押しを行うこと。また、具体の事務・権限の移譲にあたっては、全国一律ではなく選択的な移譲を可能とする「手挙げ方式」を導入し、地方分権のさらなる推進を図ること。

※提案募集方式

4月2日に開催された地方分権改革有識者会議において「提案募集方式」の導入方針が示され、4月中に地方分権改革推進本部において正式決定される予定。

【道州制の検討】

- 道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を行うべきである。
道州制の検討に当たっては、重要事項の検討をすべて国民会議に委ねるのではなく、国と地方の協議の場に分科会を設置するなどして十分協議し、県、市町村など当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであること。
- また、道州制が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかなど、国民が適正に判断できる情報を積極的に発信し、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすこと。